

## 第3次志摩市健康増進計画策定業務に係る公募型プロポーザル方式実施要領

平成30年4月12日

### (目的)

第1条 この要領は、志摩市が発注する第3次志摩市健康増進計画策定業務（以下「本業務」という。）について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の2第1項第2号の規定に基づき随意契約を締結するため、本業務に関し提案を求め、最も優れた者と委託契約を締結することを目的とし、公募型プロポーザル方式の実施について必要となる事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において、公募型プロポーザル方式とは、本業務の概要、参加資格等を公表して参加者を募り、申込者の参加資格を確認し、本業務についての発想、課題解決方法、取組み体制等に関する企画提案書等の提出を求め、提案者の創造性、技術力、経験等を総合的に審査し、本業務の内容に最も適した契約交渉相手方を決定する方式をいう。

### (プロポーザル方式採用の理由)

第3条 国が定める指針等の理解度や専門性、実態把握等手法の創造性、技術力、豊富な経験、実績により培われた企画力、志摩市と互いに協力し合いながら、志摩市の実態を丁寧に検討する業務体制等を総合的に判断し、事業者を選定するため。

### (手続き開始の公告)

第4条 市長は、本業務の公募型プロポーザル方式参加者を募集する場合には、次の事項を公告するものとする。

(1) 公募型プロポーザル募集要項（以下「募集要項」という。）

(2) その他必要と認める事項

2 前項の公告は、次によるものとする。

(1) 志摩市ホームページ等

(2) 志摩市健康福祉部健康推進課窓口での閲覧

### (募集要項)

第5条 前条第1項第1号に規定する募集要項は、次に掲げる事項を記載するものとする。

項目	主な内容
1 業務の概要	業務名、業務の目的、業務内容、業務場所、履行期間
2 見積限度額	見積限度額
3 実施型式	公募型
4 参加資格要件	必要な参加資格
5 参加申込・資格審査	参加申込、受付期間、審査結果
6 提出書類の作成・提出方法	提案書の提出方法、提出期限及び注意事項

7	審査方法・審査内容	審査の対象者、審査の方法、審査項目・配点
8	質問及び回答	質問方法、回答について
9	契約手続き等	契約交渉相手方等の決定、結果通知
10	書類提出先・問合せ先	担当部署、連絡先
11	その他	情報公開の取扱、必要経費の負担、辞退の取扱
12	日程	公告から契約締結までのスケジュール（予定）

（失格基準）

第 6 条 次の事項のいずれかに該当した場合は、その者の本業務への参加資格を満たさなかったものとみなし、失格とする。

- (1) 募集要項に定められた参加資格、技術者要件等を満たさないとき。
- (2) 募集要項に定められた提出方法によらず企画提案書が提出されたとき。
- (3) 募集要項に定められた提出期限までに企画提案書が提出されなかったとき。
- (4) 募集要項により提出を求められた諸様式について、記載すべき事項が記載されていないとき。
- (5) 提出を求められた諸様式について、虚偽の内容が記載されていることが判明したとき。
- (6) 本業務のプロポーザル手続きにおいて、不正行為が行われたことが判明したとき。
- (7) その他本要領、募集要項に違反する等、本業務の実施にふさわしくない行為が行われたとき。

（参加申込書の提出等）

第 7 条 本業務のプロポーザルに参加する者は、参加申込書(様式第 1 号)を提出するものとする。

- 2 参加申込書の提出方法、提出場所及び提出期間は募集要項に明示する。
- 3 参加申込書を提出した者の参加資格を審査し、参加申込者全員に参加資格審査結果通知書（様式第 2 号）により通知する。

（参加辞退）

第 8 条 前条により本業務の参加申込みを行った者は、随意契約の相手方が決定するまでは、いつでも参加を辞退することができる。この場合には、辞退届(様式第 3 号)を志摩市健康福祉部健康推進課へ提出するものとする。なお、辞退した者については、これを理由として以後の入札参加資格等について不利益な取り扱いを受けるものではない。

（受託候補者の決定）

第 9 条 第 3 次志摩市健康増進計画策定業務委託プロポーザル方式選定委員会（以下「選定委員会」という。）は、別に審査要項を定め、提案者の提案書類、本業務に対する提案者の意欲、理解力及び提案内容をより理解するためのヒアリング（プレゼンテーション、デモンストレーション）等を行い、審査基準に基づき点数化して評価し、順位が最上位の者を本業務の受託候補者として、随意契約の交渉相手方に決定するものとする。

- 2 市長は、審査が完了した場合は、その結果を指定した期日までに提案者全員にプロポーザル審査結果通知書（様式第 4 号）により通知するものとする。
- 3 前項により受託候補者とならなかった者は、通知の日の翌日から起算して 7 日（行政機

関の休日に関する法律（昭和 63 年第 91 号）第 1 条に規定する行政機関の休日を含まない。）以内に、書面によりその理由について説明を求めることができる。

- 4 市長は、受託候補者とならなかった理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる期限の最終日の翌日から起算して 7 日以内に、書面により回答しなければならない。

（審査結果の公表）

第 10 条 市長は、第 9 条による審査結果について、速やかに志摩市ホームページにて公表するものとする。

（随意契約の締結）

第 11 条 第 9 条第 1 項により決定された契約交渉相手方に対し、本業務の仕様等について協議し、随意契約を締結するものとする。

- 2 第 9 条第 1 項により決定された契約交渉相手方について、辞退、失格その他の理由により本業務の随意契約を締結することができなくなったときは、次点者に対し、本業務の仕様等について協議し、随意契約を締結するものとする。

（留意事項）

第 12 条 本業務のプロポーザル実施にあたっては、次の事項に留意する。

- (1) 参加申込、提出書類の作成・提出、ヒアリング等への参加等に関する一切の費用は提案者の負担とする。
- (2) 本業務のプロポーザル実施にあたり、不正行為を行った者又は提出を求められた諸様式に虚偽の記載を行った者は、指名停止措置要綱に基づき指名停止を行う場合がある。
- (3) 提出期限以降の参加申込書、企画提案書及び諸様式（以下「提出書類」という。）の差し替え、引き換えは原則として認めない。（ただし、技術提案書の内容を確認するため、追加資料を求めた場合はこの限りでない。）
- (4) 提出書類については、返却しない。
- (5) 提出書類については、本業務の審査以外の目的には使用しない。
- (6) 提出書類については、非公表とする。

（その他）

第 13 条 本要領に定めのない事項については、選定委員会等において別途協議し決定するものとする。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 12 日から施行する。